## 令和3年1月から産後の支援を拡充します 〜産婦健康診査の公費負担及び産後ケア事業の実施〜

産後はホルモンバランスの変化に加え、赤ちゃん中心の生活になるなど、環境も大きく変化するため、この時期のお母さんの心と体は疲れがたまり、体調を崩しやすい状態にあります。

産後間もないお母さんの心と体の健康保持のため、相模原市では産婦健康診査の費用を助成します。

また、産後に「育児を手伝ってもらえる人がいない」「赤ちゃんのお世話の仕方がわからなくて不安」「体調がすぐれない」など育児やご自身の体調に不安を抱えているお母さんが、医療機関や助産院への宿泊や通所、助産師等の自宅への訪問によって、心と体のケアや授乳のアドバイスなどを受けられるよう、産後ケア事業を実施します。

## 産婦健康診査の公費負担

- (1)対象者 次の全てに該当する方
  - ・ 令和3年1月1日以降に産婦健康診査を受診する方
  - ・ 産婦健康診査受診日に相模原市に住民票のある方
  - ・ 産後おおむね2か月以内の方
- (2) 受診時期と回数 産後おおむね 2 週間と 4 週間の合計 2 回まで
- (3) 健診内容 問診、診察、体重測定、血圧測定、尿検査、母体の回復状況・乳房の状況確認、お母さんの 気持ち質問票 (EPDS) による心の状況確認
- (4) 公費助成額 健診1回上限5,000円

## 産後ケア事業

- (1)対象者 相模原市に住民票のあるお母さんと赤ちゃん(1歳の誕生日の前日まで)で、次のいずれかに該当する方
  - お母さんの体調に不調がある方又は育児不安がある方
  - ・ 産婦健康診査の結果、医師から産後ケア事業の利用を勧められた方
  - ・ 家族などから産後の支援が受けられない方
  - ※医療機関での専門的な治療が必要な方はご利用いただけません。
- (2) ケアの内容 授乳や沐浴等の赤ちゃんのお世話の仕方の相談、乳房のケア等を医療機関や助産院への 宿泊や通所、助産師等の自宅訪問により行う。
- (3) 利 用 料 宿泊型:1日5,000円(1泊2日の場合10,000円)

通所型:1回3,000円 訪問型:1回3,000円

- ※利用できる回数は7回(日)です。
- ※市・県民税非課税世帯の方は利用料が半額、生活保護世帯の方は利用料が免除となります。
- (4) その他市の産後ケア事業の内容以外のサービスの利用や、合計7回(日)を超えた利用の場合は、 全額自己負担となります。

問合せ先 こども家庭課 電話 042-769-8344